

加古川市福祉医療受給者の福祉医療以外の公費負担医療費に係る
自己負担額の助成に関する要綱

平成 25 年 3 月 12 日（市民部長決定）

平成 25 年 6 月 11 日（市民部長決定）

平成 27 年 3 月 26 日（市民部長決定）

平成 27 年 6 月 25 日（市民部長決定）

平成 29 年 6 月 20 日（市民部長決定）

平成 30 年 6 月 29 日（市民部長決定）

平成 31 年 3 月 26 日（市民部長決定）

令和 2 年 1 月 30 日（市民部長決定）

令和 3 年 3 月 25 日（市民部長決定）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、加古川市医療の助成に関する条例（昭和 46 年条例第 26 号。以下「条例」という。）及び加古川市医療の助成に関する特例を定める要綱（以下「特例要綱」という。）に規定する高齢期移行者、障害者、高齢障害者、乳幼児等、こども、母子家庭、父子家庭及び遺児（以下「福祉医療受給者」という。）に係る福祉医療以外の公費負担の医療費に係る自己負担額の一部又は全部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象医療費）

第 2 条 この要綱において助成の対象となる医療費は、次の各号に掲げる医療（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）及び法第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給が行われたときに限る。）に係る費用の自己負担額（以下「公費医療負担額」という。）とする。

- (1) 兵庫県特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する特定疾患治療研究事業の対象医療
- (2) 兵庫県特定医療費支給認定実施要綱に規定する特定医療
- (3) 兵庫県小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱に規定する小児慢性特定疾病医療支援
- (4) 兵庫県肝炎治療特別促進事業実施要綱に規定するインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療による医療
- (5) 兵庫県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に規定する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象医療
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療（条例第 4 条第 1 項に規定する重度精神障害者等（条例第 2 条第 2 号アに該当する者を除く。）の精神疾患による疾病に係る医療を除く。）
- (7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 37 条に規定する入院患者の医療及び同法第 37 条の 2 に規定する結核患者の医療
- (8) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 20 条に規定する療育の給付の対象となる医療
- (9) 児童福祉法第 21 条の 5 の 28 に規定する肢体不自由児通所医療及び同法第 24 条の 20 に規定する障害児入所医療
- (10) その他市長が必要と認める医療
(対象者)

第 3 条 この要綱により公費医療負担額の助成を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする

- (1) 条例第 3 条に規定する者であって条例第 4 条に規定する医療費の助成を受けることができる者
- (2) 特例要綱第 2 条第 2 項に規定する者であって条例第 4 条に規定する医療費の助成を受けることができる者

(助成の範囲)

第4条 助成する範囲は第2条各号に規定する医療に係る費用の額から次の各号に規定する額を控除した額とする。

(1) 法及び医療保険各法の規定により医療の給付を行うものが負担すべき額

(2) 法及び医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国及び地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）の負担において行われる医療に関する給付額

(3) 前条第1号に規定する者にあつては、条例第4条に規定する対象者の一部負担金に相当する額

(4) 前条第2号に規定する者にあつては、条例第4条に規定する対象者の一部負担金に相当する額

(助成の申請)

第5条 公費医療負担額の助成を受けようとする者は、公費医療負担額助成申請書兼請求書（様式第1号）に当該医療に要した費用の額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して市長に申請するものとする。

(支給の決定等)

第6条 市長は前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、公費医療負担額を支給することに決定したときは、公費医療負担額支給決定通知書（様式第2号）により、公費医療負担額を支給しないことに決定したときは、公費医療負担額不支給決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

(助成の方法)

第7条 公費医療負担額の助成は、前条による支給の決定を受けた者に支払うことにより行う。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 この要綱による助成を受ける権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第9条 市長は偽りその他不正の行為によって助成を受けた者があるときには、その者に対し、当該助成を受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は認定者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価格の限度において医療費の全部若しくは一部を助成せず、又はすでに助成した医療費の額に相当する金額を返還させるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市福祉医療受給者の特定疾患治療研究事業等の医療費に係る自己負担額の助成に関する要綱の規定は、平成25年7月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年3月26日から施行し、この要綱による改正後の「加古川市福祉医療受給者の福祉医療以外の公費負担医療費に係る自己負担額の助成に関する要綱（以下「新要綱」という。）」の規定は、平成27年1月1日から適用する。

(経過措置)

2 新要綱の規定は、平成27年1月1日以後に行われた医療に係る医療費

の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市福祉医療受給者の福祉医療以外の公費負担医療費に係る自己負担額の助成に関する要綱の規定は、平成 27 年 7 月 1 日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市福祉医療受給者の福祉医療以外の公費負担医療費に係る自己負担額の助成に関する要綱の規定は、平成 29 年 7 月 1 日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市福祉医療受給者の福祉医療以外の公費負担医療費に係る自己負担額の助成に関する要綱の規定は、平成 30 年 7 月 1 日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 新要綱の規定は、平成30年4月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第2条第9号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市福祉医療受給者の福祉医療以外の公費負担医療費に係る自己負担額の助成に関する要綱(以下「新要綱」という。)の規定(第2条第9号に係る部分を除く。)は、この要綱の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 新要綱の規定(第2条第9号に係る部分に限る。)は、令和2年4月1日以前に行われた医療に係る医療費の助成についても適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市福祉医療受給者の福祉医療以外の公費負担医療費に係る自己負担額の助成に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。